

令和3年(2021年)3月

区画整理だより

吉野地区 第50号



発行 鹿児島市建設局都市計画部
吉野区画整理課
TEL (設計係) 099 (244) 2114
(工事係) 099 (244) 4912 } 4/1~
(補償係) 099 (244) 4931 } 統合

施行区域内の道路築造工事が完了しました



① 歩道整備完了



② 区画道路築造完了



③ 宅地整地・道路築造工事完了



④ 近隣公園 敷地造成工事状況

皆様におかれましては、日頃より吉野地区土地区画整理事業の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。
今年度をもちまして、施行区域内の道路築造工事が完了し、工事としては、宅地整地工事や舗装工事、近隣公園の整備を残すのみとなりました。
今後とも、早期の事業完了に向け努力してまいりますので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

おとめじか 乙女塚公園が開設しました。

乙女塚配水池付近に、新たな公園として

おとめじか

『乙女塚公園』が2月16日に開設しました。

これにより、区域内に7箇所目の公園が

整備されたこととなります。

皆様の憩いの場として、是非、ご利用下さい。



【公園についてのお問い合わせ先】

鹿児島市 建設局 建設管理部

公園緑化課 公園管理係

電話 (099-216-1366)



共有名義の土地について

私道などの共有名義の土地を所有されている方につきましては、持ち分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行っておりますが、換地処分後も、名義は共有名義のままとなります。共有名義から単有名義への変更の手続きについては、次の2通りの方法があり、その手続きは関係者でご協議の上、権利者自身でおこなっていただくことになります。

① 換地処分前に従前地を分筆して、それぞれ単有名義にする方法。

② 換地処分後に、共有者がお互いの持ち分を放棄して、単有名義にする方法。

ご相談につきましては、吉野区画整理課設計係へお問い合わせください。

みなさまへのお願い

道路際に植木鉢を置いていたり、敷地内の木の枝や草などが敷地を越えて道路へはみ出している為、通行に支障をきたしているとの声をいただいております。

いま一度、ご自宅・所有地の状況をご確認いただき、そのような場合には対処していただくようお願いいたします。

なお、状況によっては、個別にお声掛けさせていただく場合もございます。

都市計画道路の植樹について



県道における植樹柵に関しましては、県の“ふるさとの道サポート推進事業”や各種団体など、沢山の方のご協力により維持管理がなされておりますことに厚く御礼申し上げます。

県道につきましては、来年度、植樹を実施する予定としております。樹種の選定に際しましては、関係者・専門家の方々からご意見を伺ったうえで『ヒトツバタゴ』に決定させていただきました。なお、交差点に近い箇所などの植樹をしない柵につきましては、今後の維持管理の観点から、コンクリートで埋める措置をとる場合があることをご理解いただきますようお願いいたします。



ヒトツバタゴ
(4~5月の様子)